

薬生食輸発0822第2号
令和元年8月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産えびのフラゾリドン、ペルー産とうもろこしのメタミドホス、ガーナ産カカオ豆の2, 4-D及びタイ産未成熟えんどうのフェンプロパトリン並びに中国産ピーマンのプロフェノホス)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年8月13日付け薬生食輸発0813第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産えびのフラゾリドンについて、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、ペルー産とうもろこしのメタミドホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとする。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、ガーナ産カカオ豆の2, 4-Dについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、タイ産未成熟えんどうのフェンプロパトリン及び中国産ピーマンのプロフェノホスについてはモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 8月22日	ベトナム	えび及びその加工 品(簡易な加工に 限る。)	フラゾリドン	